

# 相談支援事業の 請求等について

---

令和3年2月

練馬区 福祉部

障害者サービス調整担当課 障害者給付係

# 本日の内容

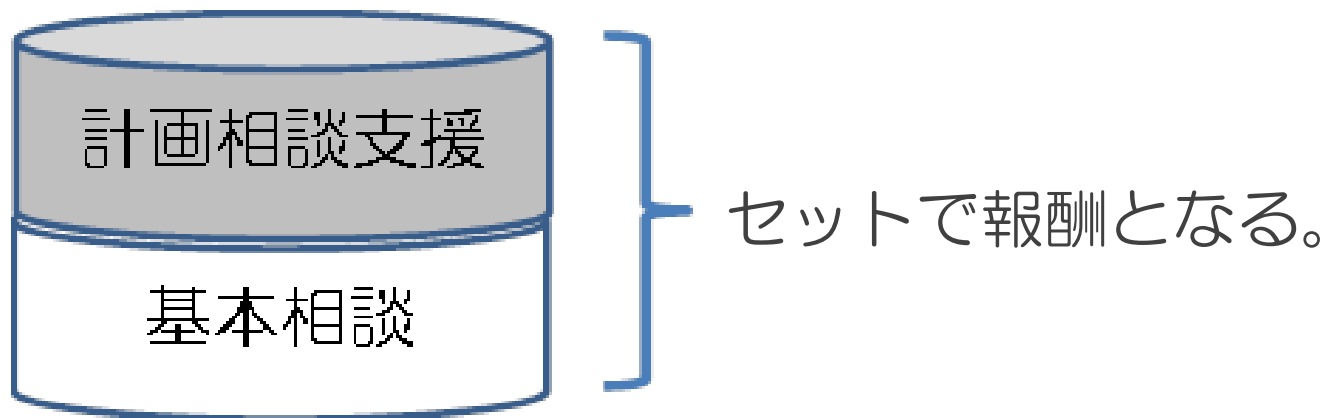
---

- 1 請求事務について
- 2 報酬体系について
- 3 請求における留意事項
- 4 その他

---

# 1 請求事務について

# 計画相談の報酬構造



基本相談のみの場合は、報酬算定できません。

# 利用する相談支援の区分

	利用するサービス	計画相談支援	障害児相談支援
障害者	障害福祉サービスのみ	○	×
	地域生活支援事業のみ	×	×
	障害福祉サービスおよび地域生活支援事業	○	×
	障害福祉サービスおよび介護保険サービス	△	×
児童	障害福祉サービスのみ	○	×
	障害児通所支援のみ	×	○
	障害児入所支援のみ	×	○
	地域生活支援事業のみ	×	×
	障害福祉サービスおよび地域生活支援事業	○	×
	障害福祉サービスおよび障害児通所支援	×	○
	障害児通所支援および地域生活支援事業	×	○

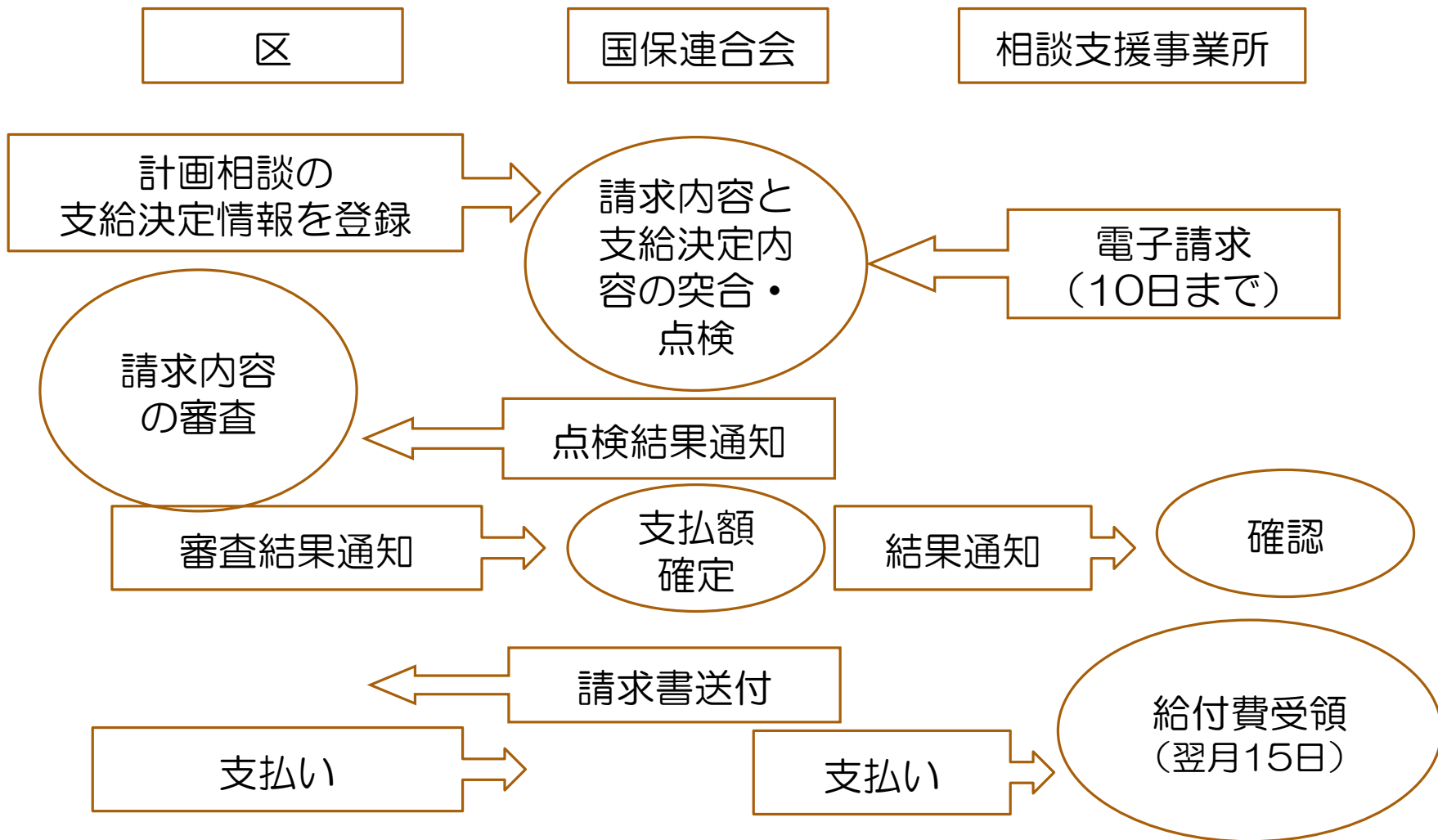
障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児については、「計画相談支援」と「障害児相談支援」の両方の指定のある事業者が一体的に実施し、報酬算定は「障害児相談支援」のみ行う。

# 請求のタイミング

- 基本的には、サービス等利用計画を作成した日が属する月分として、翌月に請求する。
- 翌月に請求できなかった場合は、月遅れ請求となる。  
(計画が作成された月分としての請求)
- 便宜上、受給者証の計画相談支援給付に記載された支給期間内に属する月でも請求できる。
- サービスの追加、更新等により、作成依頼書が発行され、計画を作成した場合にも、算定可能。

# 請求から支払いまでの流れ

請求および支払いは国保連合会を通して行われます。



# モニタリングの実施について

- 原則は、受給者証で設定されたモニタリング月で実施する。
- 対象者が入院等で実施が難しい、日程調整が見つからない等、やむを得ない事情により予定月で実施ができない場合  
→ **支給決定機関で了承されたら、予定月以外での請求が可能**  
(まずは支給決定機関にご一報ください。)

※予定月以外でモニタリングを実施した場合も、請求は実際にモニタリングをした月分として請求してください。



# 標準的なモニタリング期間

対象者		モニタリング標準期間
新規サービス利用者		1月間 ※利用開始から3月のみ
在宅障害児通所福祉サービス等	集中的支援が必要な者	1月間
	居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	6月間 ※65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3月間
施設入所等	障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援	6月間

※モニタリング期間は、利用者によって異なるため、必ず受給者証でご確認ください。

# 参考：受給者証イメージ

(五)

計画相談支援給付費の支給決定内容	
支給期間	令和2年4月10日から令和3年4月30日まで
指定特定相談支援事業所名	●●相談支援センター
モニタリング期間	3か月ごと（令和2年7月から令和3年4月）

4月分として、  
計画作成費を請求

7月、10月、1月、4月に  
モニタリングを実施

---

## 2 報酬体系について

# 基本報酬一覽

サービス利用支援費	単位数	相談支援専門員1人当たりの担当件数
サービス利用支援費（Ⅰ）	1,462単位	利用者数40未満の部分
サービス利用支援費（Ⅱ）	731単位	利用者数40以上の部分
継続サービス利用支援費	単位数	相談支援専門員1人当たりの担当件数
継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,211単位	利用者数40未満の部分
継続サービス利用支援費（Ⅱ）	605単位	利用者数40以上の部分
障害児利用援助費	単位数	相談支援専門員1人当たりの担当件数
障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,625単位	利用者数40未満の部分
障害児支援利用援助費（Ⅱ）	814単位	利用者数40以上の部分
継続障害児支援利用援助費	単位数	相談支援専門員1人当たりの担当件数
継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,322単位	利用者数40未満の部分
継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	661単位	利用者数40以上の部分

# 加算一覧

特別地域加算	特定事業所加算 ※要届出
利用者負担上限額管理加算	行動障害支援体制加算 ※要届出
初回加算	要医療児者支援体制加算 ※要届出
入院時情報連携加算	精神障害者支援体制加算 ※要届出
退院・退所加算	地域生活支援拠点等相談強化加算 ※要届出
居宅介護支援事業所等連携加算	地域体制強化共同支援加算 ※要届出
医療・保育・教育機関等連携加算	
サービス担当者会議実施加算	
サービス提供時モニタリング加算	

※加算に関する記録の提出は必須としていませんが、求めがあったときに提出ができるよう、作成・保管を適切に行ってください。

※届出が必要な加算については、加算を算定する月の前月15日までに障害者サービス調整担当課へ届け出てください。

# 加算に関する留意事項（併用関係）

加算名称	サービス利用支援 障害児支援利用援助	継続サービス利用支援	加算単独での請求	併給不可加算
初回加算	○	×	×	退院・退所加算 医療・保育・教育機関等 連携加算
サービス担当者会議実施加算	×	○	×	
サービス提供時モニタリング加算	×	○	○	
入院時情報連携加算（Ⅰ） （医療機関を訪問しての情報提供）	○	○	○	入院時情報連携加算（Ⅱ）
入院時情報連携加算（Ⅱ） （訪問以外の方法での情報提供）	○	○	○	入院時情報連携加算（Ⅰ）
退院・退所加算	○	×	×	初回加算 医療・保育・教育機関等 連携加算
居宅介護支援事業所等連携加算	○ （障害児は対象外）	○ （障害児は対象外）	○	
医療・保育・教育機関等連携加算	○	×	×	初回加算 退院・退所加算

※加算によって、基本報酬との組合せの可否、他加算との併用の可否、単独請求の可否などが異なります。

# 減算一覧

(介護保険ケアプラン作成者と同一のものが  
サービス等利用計画を作成する場合)

居宅介護支援費重複減算Ⅰ	
居宅介護支援費（要介護1・2）が併算定される場合にそれぞれ減算される。	
サービス利用支援費（Ⅰ）	909単位/月（▲553単位/月）
継続サービス利用支援費（Ⅰ）	607単位/月（▲604単位/月）
居宅介護支援費重複減算Ⅱ	
居宅介護支援費（要介護3～5）が併算定される場合にそれぞれ減算される。	
サービス利用支援費（Ⅰ）	606単位/月（▲856単位/月）
サービス利用支援費（Ⅱ）	606単位/月（▲125単位/月）
継続サービス利用支援費（Ⅰ）	304単位/月（▲907単位/月）
継続サービス利用支援費（Ⅱ）	304単位/月（▲301単位/月）
居宅介護支援費重複減算Ⅲ	
居宅介護支援費（要介護3～5）が併算定される場合にそれぞれ減算される。	
サービス利用支援費（Ⅰ）	606単位/月（▲856単位/月）
サービス利用支援費（Ⅱ）	606単位/月（▲125単位/月）
継続サービス利用支援費（Ⅰ）	304単位/月（▲907単位/月）
継続サービス利用支援費（Ⅱ）	304単位/月（▲301単位/月）

---

# 3 請求における留意事項



# 同月にサービス利用支援と 継続サービス利用支援を行う場合

\*同月にサービス利用支援と継続サービス利用支援を行う場合には、どのように過程を経たかによって、請求の仕方が異なります\*

## 事例 1

サービスの終期月である1月にモニタリングを実施し、更新申請に係るサービス等利用計画案を作成。計画案提出後、更新申請に係る支給決定が行われた後、サービス等利用計画を作成した。（モニタリング周期：3か月ごと）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
モ	モ	モ			モ			モ			モ
本計画											本計画

⇒1月分は、同月内にモニタリングを実施した後に計画作成を行っているため、計画作成に必要な利用者の状況把握等はモニタリングで行われていることになり、継続サービス利用支援費（モニタリング費）は算定できず、計画作成費のみが算定できます。

## 事例 1

【厚労省 相談支援に関するQ&A（平成29年3月31日事務連絡）抜粋】

（問52）計画相談支援給付費の算定に当たっての基本的な考え方如何。

○同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。

（問55）継続サービス利用支援を行った結果、利用者の状態に変化があり、新たな支給決定若しくは支給量の変更等の必要が生じた場合、新たなサービス等利用計画を作成する必要があるので、継続支援サービス利用ではなくサービス利用支援として1600 単位/月を算定できるか。

○お見込みのとおり。

○なお、継続サービス利用支援を行った結果サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリング（継続サービス利用支援）で行えているため、月をまたいだ場合も同様に継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。

# 同月にサービス利用支援と 継続サービス利用支援を行う場合

## 事例2

障害福祉サービスを新規に決定するにあたり、サービス等利用計画を作成した後、サービス利用状況を検証するために、支給決定に基づき、同一月に継続サービス利用支援を行った。（モニタリング周期：開始3か月は毎月、以降は3か月ごと）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
モ	モ	モ			モ			モ			モ
本計画											本計画

⇒この場合、サービス利用支援費と継続サービス利用支援費の両方を算定できます。

## 事例2

【厚労省 相談支援に関するQ&A（平成29年3月31日事務連絡）抜粋】

（問52）計画相談支援給付費の算定に当たっての基本的な考え方如何。

○ サービス利用支援を行った後、同一の月に継続サービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費および継続サービス利用支援費の両方を算定できる。

# サービス終期月における計画相談支援に係る請求

ケース	算定するサービス
継続サービス利用支援・継続障害児利用援助を行った結果、利用サービスを更新せず、終了した場合	継続サービス利用支援費または継続障害児利用援助費
継続サービス利用支援・継続障害児利用援助を行った結果、支給決定の更新処理がなされ、同月に利用計画を作成した場合	サービス利用支援費または障害児利用援助費

※継続サービス利用支援・継続障害児利用援助を行った結果、どのような対応をしたかによって、報酬算定するサービスが異なります。

# 返戻について

## ○主な返戻理由

### ①受給者番号相違

- 計画相談支援の請求を「00000」で始まる受給者証番号で請求している。
- 地域生活支援事業の受給者証番号（30000～）で請求している。
- 一度取下げたため、新しい番号が附番させたが、以前の番号で請求している。
- 18歳到達により、新しい番号が附番されたが、以前の番号で請求している。

計画相談支援の場合、「2000」で始まる受給者証番号、  
障害児相談支援の場合、「00000」で始まる受給者証番号で請求します。

### ②支給決定有効期間外での請求

- サービスの支給決定期間外の実績分として請求している。

※最新の受給者証の記載内容を確認のうえ請求してください。

# 過誤申し立てについて

○請求内容に誤りがあった場合は、過誤処理にて請求内容を訂正する。

- ・過誤申立書を障害者給付係へ提出
- ・過誤申立書を提出した翌月に再請求可能（10日を過ぎた場合は翌々月。）

毎月10日  
まで！

※実地検査によって過誤が必要となった場合は、障害者給付係へお電話ください。

- ・結果通知の写しを提出
- ・事業所で自主点検を実施(対象期間は原則5年間)

## 【過誤申立書様式掲載場所】

練馬区トップページー保健・福祉ー障害のある方ー事業者向けー請求関係ー障害者総合支援法請求関係ー介護給付・訓練等給付等、障害児通所給付費の過誤申立(取り下げ)の手続きについて

---

# 4 その他



# 情報提供

## ○令和3年4月報酬改定について

### 【主な改定点】

- 1 基本報酬の改定
- 2 従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価
  - 初回加算の拡充
  - 集中支援加算の新設
  - 居宅介護支援事業所連携加算の拡充 等
- 3 事務負担軽減および適切なモニタリング頻度の設定について

※概要は厚労省ホームページをご確認ください。

([http://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_16573.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16573.html))

## ○練馬区手引き掲載場所

トップページー保健・福祉ー障害のある方ー事業者向けー指定・登録関係ー相談支援事業所（特定・障害児）の指定手続きについて

※本日の資料はこちらの手引きを基に作成しています。

○電子請求に関するお問い合わせ

国民健康保険中央会

「介護伝送ソフト」ヘルプデスク [へ](#)

E-mail : k-denso@trust.ocn.ne.jp

FAX : 0570 - 059 - 411

TEL : 0570 - 059 - 401

- 照会時には、「お客様番号（シリアルナンバー）」が必要。
- 毎月1日～10日は、大変お電話がかかりにくいので、E-mail、FAXでの照会がよい。

ご視聴

ありがとうございました